

令和4年度 建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

目的

建設工事等に係る入札・契約制度について、「適正価格での競争の促進」及び「価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実現」の観点から見直すことにより、地元業者の育成と雇用の確保を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とします。

建設工事に係る見直し

最低制限価格等の水準の引上げ

国の調査基準価格の算定式の見直し（令和4年4月1日実施）に準じて、本市の最低制限価格及び調査基準価格の算定式を見直し、その水準を引き上げます。また、これに伴い総額失格基準の水準も引き上げます。

【最低制限価格及び調査基準価格の算定方法】

[現行]

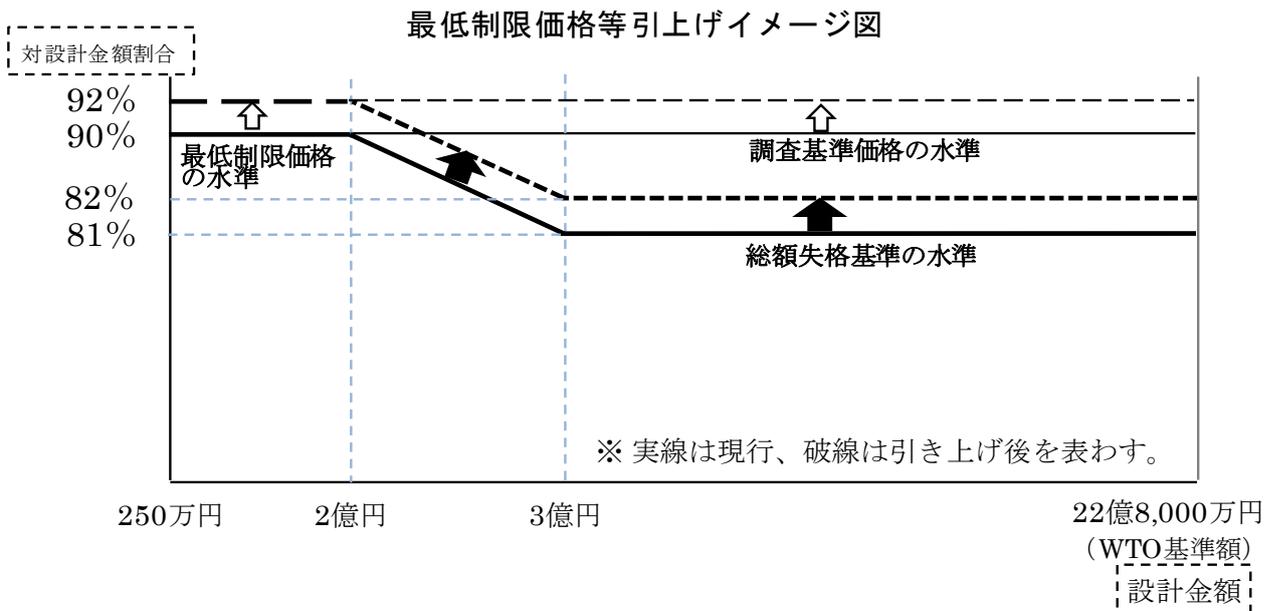
$$\left(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55 \right) \times \text{偶発値} \times 1.1$$

[見直し後]

$$\left(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \right) \times \text{偶発値} \times 1.1$$

※ 最低制限価格の対象：設計金額 250 万円を超え 2 億円未満

※ 調査基準価格の対象：設計金額 2 億円以上



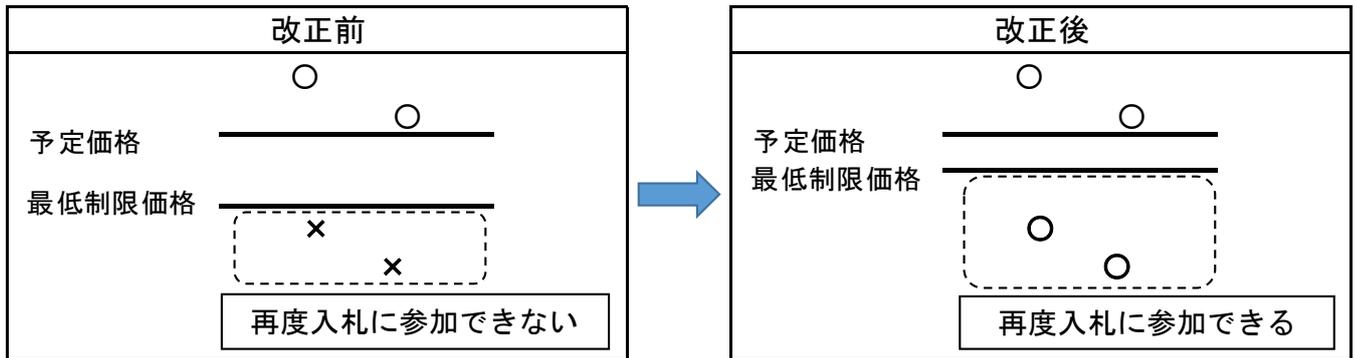
その他

再度入札の改善（建設工事・建設コンサルタント業務等共通）

本市で実施している競争入札においては、初度の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、1回に限り、直ちに、再度の入札（以下「再度入札」という。）に付することとしています。

このような場合、現在は初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札した入札参加者は再度入札に参加することができない扱いとしていますが、過去3か年度において、再度公告入札（入札不調となり、あらためて入札公告手続きを行うこと。）の結果、落札者が決定したもののうち、これらの者が落札者となった事例が半数を上回っていることから、入札不調対策の一環としてこの扱いを廃止します。

【改正のイメージ】



実施時期

令和4年9月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。

お知らせ

令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請

1 新規・一斉更新の申請受付

令和5・6年度分の建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請受付を、本年11月頃予定しています。

2 建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項

令和5・6年度の建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項について、別紙のとおり変更します。（別紙参照）

令和5・6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請についての詳細は、令和4年9月末頃に公告を行うとともに、「ひろしま市民と市政」（広報紙）や本市ホームページでお知らせします。また、令和4年度分の資格を認定されている業者の方には電子メールでもお知らせします。